

○山口県流域下水道規則

平成十七年七月二十二日

山口県規則第二百一十一号

山口県流域下水道規則をここに公布する。

山口県流域下水道規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県流域下水道条例(昭和六十一年山口県条例第一号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、流域下水道の構造の技術上の基準及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(平二四規則六二・一部改正)

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)

第二条 条例第三条第一項第一号ハの規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設又は処理施設とする。

- 一 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- 二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - イ 下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百十七号)第六条に規定する基準に適合すること。
 - ロ 大腸菌が検出されないこと。
 - ハ 濁度が二度以下であること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、排水施設又は処理施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

(平二四規則六二・追加)

(耐震性能を確保するための措置)

第三条 条例第三条第一項第一号ホの規則で定める措置は、次項に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- 一 排水施設又は処理施設の周辺の地盤(埋戻し土を含む。次号及び第四号において同じ。)に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎

の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

二 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

三 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

四 前三号に掲げるもののほか、排水施設又は処理施設に用いられる材料、周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 排水施設及び処理施設の耐震性能は、次のとおりとする。

一 レベル一地震動(施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。)に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

二 レベル二地震動(施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。)に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

(平二四規則六二・追加)

(排水管内径等)

第四条 条例第三条第一項第一号への規則で定める排水管内径の数値は百ミリメートル(自然流下によらない排水管にあつては三十ミリメートル)、同号への規則で定める排水渠の断面積の数値は五千平方ミリメートルとする。

(平二四規則六二・追加)

(終末処理場の維持管理)

第五条 条例第四条の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

一 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

二 沈砂池又は沈殿池の泥だめに砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

三 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに

に、濾材が流出しないように水量又は水压を調節すること。

四 前三号に定めるもののほか、終末処理場の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

五 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

六 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう排ガスの処理、排液の水処理施設への送水、残さい物の飛散及び流出の防止その他必要な措置を講ずること。

(平二四規則六二・追加)

(応募の時期及び方法等についての公告)

第六条 条例第六条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせようとする流域下水道の概要
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定しようとする期間
- 四 応募者に必要な資格に関する事項
- 五 応募の方法及び期間
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(平二四規則六二・旧第二条繰下・一部改正)

(応募の手続)

第七条 条例第六条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 応募に係る流域下水道の名称及び流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町
- 三 流域下水道の管理に係る事業計画

2 条例第六条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 流域下水道の管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度前三年度(次号において「直前三事業年度」

という。)の事業報告書又はこれらに類する書類

五 直前三事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(平二四規則六二・旧第三条繰下・一部改正)

(指定の公示)

第八条 条例第六条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

一 指定管理者に管理を行わせる流域下水道の名称及び流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

四 指定の期間

(平二四規則六二・旧第四条繰下・一部改正)

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、流域下水道の管理について必要な事項は、別に定める。

(平二四規則六二・旧第五条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年規則第六二号)

この規則は、公布の日から施行する。